

### 3 桑名保健所の沿革

明治30年(1897年)	伝染病予防法施行
昭和12年(1937年)	保健所法公布
昭和19年(1944年) 10月	<b>三重県桑名保健所発足(職員10人)</b> 前身は桑名簡易保険健康相談所(桑名市上野18)
昭和22年(1947年) 7月	戦災後桑名郵便局の一室を仮事務所として業務執行(職員16人)
昭和22年(1947年)	<b>新保健所法、食品衛生法、児童福祉法制定</b> (施行は、3法とも昭和23年1月)
昭和23年(1948年)	児童福祉法、予防接種法、性病予防法施行
昭和23年(1948年) 11月	課制(機構)執行(職員27名)
昭和24年(1949年) 4月	新庁舎完成移転(桑名市常磐町、敷地215坪、建坪114坪)
昭和24年(1949年)	身体障害者福祉法制定
昭和25年(1950年)	精神衛生法、狂犬病予防法、生活保護法制定
昭和26年(1951年)	結核予防法、社会福祉事業法(平成12年6月「社会福祉法」に改称)制定
昭和27年(1952年)	栄養改善法制定
昭和27年(1952年) 9月	係長制度施行
昭和31年(1956年) 8月	薬剤師法、薬事法制定
昭和35年(1960年)	精神薄弱者福祉法制定
昭和35年(1960年) 8月	次長制度施行
昭和38年(1963年)	老人福祉法制定
昭和39年(1964年)	母子福祉法制定(昭和56年「母子及び寡婦福祉法」に改称)
昭和40年(1965年)	母子保健法制定
昭和45年(1970年)	心身障害者対策法制定
昭和48年(1973年) 5月	<b>新庁舎完成移転(桑名市中央町五丁目71番地)</b>
昭和48年(1973年) 9月	動物の保護及び管理に関する法律制定(施行は、昭和49年1月)
昭和51年(1976年) 4月	機構改革により環境課新設、衛生課を衛生指導課に改称
昭和53年(1978年) 4月	機構改革により総務課に検査係新設、普及係を医事統計係に改称
昭和54年(1979年) 10月	薬事法改正
昭和61年(1986年) 4月	機構改革により総務課医事統計係を廃止、総務係に吸収
昭和62年(1987年)	精神衛生法改正(「精神保健法」に改称)
平成元年(1989年)	後天性免疫不全症候群の予防に関する法律施行
平成 5年(1993年) 4月	機構改革により総務課 <b>検査係を廃止</b> 、保健婦室を保健指導課に改称 保健予防課保健係、予防係を保健予防係に統一

- 平成 5年(1993年) 12月 心身障害者対策法改正（「障害者基本法」に改称）
- 平成 6年(1994年) 6月 **地域保健法制定（保健所機能の強化）、関係法律整備（保健所法、母子保健法、児童福祉法、栄養改善法、医療法、薬事法、伝染病予防法、食品衛生法等）**
- 平成 7年(1995年) 7月 精神保健法改正（精神障害者保健福祉手帳制度の創設、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改称）
- 平成 8年(1996年) 4月 らい予防法廃止、 6月 薬事法改正
- 平成 9年(1997年) 4月 地域保健法全面施行
- 平成 9年(1997年) 4月 機構改革により企画調整課新設、保健予防課、保健指導課を地域保健課に統一
- 平成 9年(1997年) 12月 介護保険法制定（平成12年4月施行）
- 平成10年(1998年) 4月 **機構改革により旧桑名保健所と旧北勢福祉事務所の一部を統合し、児童相談機能を含めて『北勢県民局桑名保健福祉部』として発足（桑名保健所は併置機関として存続）**  
 組織体制は、部長(福祉監兼)、保健監(保健所長兼)、副部長のもと、企画総務、健康増進、福祉保健、衛生指導のグループを設置。各グループにグループリーダーを置く。環境課業務を移管する。
- 平成11年(1999年) 4月 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）施行（伝染病予防法、性病予防法、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律廃止）  
 精神薄弱者福祉法改正（「知的障害者福祉法」に改称）  
 動物の保護及び管理に関する法律改正（「動物の愛護及び管理に関する法律」に改称。施行は、平成12年12月）
- 平成13年(2001年) 3月 地域健康危機管理ガイドライン策定（厚生労働省）
- 平成14年(2002年) 4月 チーム、グループ制の導入により、桑名保健福祉部に福祉相談チーム（経営支援、生活支援、子育て支援の各グループ）、保健衛生チーム（計画調整、健康増進、衛生指導の各グループ）を設置し、部長、チームマネージャー、グループチームマネージャー、グループリーダーを置く。  
 （保健衛生チームマネージャーは保健所長を兼務）
- 平成14年(2002年) 8月 健康増進法制定（平成15年5月施行）
- 平成15年(2003年) 4月 経営支援グループと計画調整グループを統合して経営企画グループとし、福祉相談チーム3グループ、保健衛生チーム2グループとする。
- 平成15年(2003年) 5月 食品安全基本法制定、食品衛生法改正（リスク分析手法の導入）
- 平成16年(2004年) 4月 チームマネージャー等のカタカナ呼称や組織名称等の改正があり、桑名保健福祉部に福祉相談室（経営企画、生活支援、子育て支援の各グループ）、保健衛生室（健康増進、衛生指導の各グループ）を設置し、部長、室長、グループリーダーを置く。  
 （保健衛生室長は、保健所長を兼務）
- 平成16年(2004年) 12月 発達障害者支援法制定（平成17年4月施行）
- 平成17年(2005年) 4月 組織名称等の改正があり、桑名保健福祉部に企画福祉室（企画市町村支援、福祉の各グループ）、保健衛生室（健康増進、地域保健、衛生指導の各グループ）を設置し、部長、室長、グループリーダーを置く。  
 （保健衛生室長は、保健所長を兼務）  
 生活保護業務を四日市保健福祉事務所に、児童相談業務を北勢児童相談所に移管

- 平成17年(2005年) 4月 薬事法改正  
食育基本法制定(平成17年7月15日施行)  
動物の愛護及び管理に関する法律改正(平成18年6月1日施行)  
障害者自立支援法制定(平成18年4月1日施行)
- 平成18年(2006年) 4月 機構改革により県民局制度が廃止され、健康福祉部直轄の地域機関『桑名保健福祉事務所』となる。  
保健福祉事務所-保健衛生室-企画福祉課、健康増進課、地域保健課、衛生指導課の1室4課体制で、各課に「課長」を置く。
- 平成18年(2006年) 6月 老人保健法改正(「高齢者の医療の確保に関する法律」に全面改正)  
精神保健福祉法改正(「精神病院」を「精神科病院」に改める)  
結核予防法の廃止。感染症法、予防接種法改正(平成19年4月1日、6月1日施行)
- 平成20年(2008年) 4月 **四日市市が保健所政令市に移行し、四日市市保健所が設置される。**  
これに伴う機構改革により、三重県四日市保健福祉事務所は、平成20年3月31日付けで廃止。同年4月1日から、①四日市市保健所に移譲されなかった四日市市にかかる保健所業務、②三重郡3町にかかるすべての保健所業務が、桑名保健福祉事務所に移管される。  
その結果、桑名保健福祉事務所の所管区域は、桑名市、いなべ市、桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、四日市市、三重郡菟野町、同朝日町、同川越町の3市5町となる。  
「福祉相談室(北勢福祉事務所)」-福祉課、生活保護課-と、「保健衛生室(桑名保健所)」-総務企画課、健康増進課、地域保健課、衛生指導課、食の安全・安心監視課-の2室7課体制となり、福祉相談室は三重県四日市庁舎に、保健衛生室は三重県桑名庁舎に執務室を置く。
- 平成23年(2011年) 4月 組織体制の変更により、保健衛生室 食の安全・安心監視課が廃止となり、「福祉相談室(北勢福祉事務所)」-福祉課、生活保護課-と、「保健衛生室(桑名保健所)」-総務企画課、健康増進課、地域保健課、衛生指導課-の2室6課体制となる。
- 平成25年(2013年) 4月 **県の組織改正により、「桑名保健福祉事務所」を廃止し、「桑名保健所(旧・桑名保健福祉事務所保健衛生室)」と「北勢福祉事務所(旧・桑名保健福祉事務所福祉相談室)」に分離**
- 平成26年(2014年) 5月 難病の患者に対する医療等に関する法律制定(平成27年1月1日施行)
- 平成30年(2018年) 6月 食品衛生法改正(「営業許可制度」の見直しと「営業届出制度」の創設等)  
(平成31年4月1日一部施行、令和2年6月1日一部施行、令和3年6月1日全面施行)
- 平成30年(2018年) 7月 健康増進法改正(「望まない受動喫煙」をなくす)  
(平成31年1月24日一部施行、令和元年7月1日施行一部施行、令和2年4月1日全面施行)
- 令和元年(2019年) 6月 動物の愛護及び管理に関する法律改正  
(令和2年6月1日一部施行、令和3年6月1日施行一部施行、令和4年6月1日全面施行)
- 令和 2年(2020年) 1月 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令制定(令和2年2月1日施行)
- 令和 2年(2020年) 3月 新型インフルエンザ等対策特別措置法改正(令和2年3月14日施行)  
(「新型コロナウイルス感染症」を「新型インフルエンザ等」と「みなす」と定める)

令和 2年(2020年) 4月 県の組織運営の見直しにより、各課に課長代理を置く。

令和 3年(2021年) 2月 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律改正（令和3年2月13日施行）  
（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止）  
（「新型コロナウイルス感染症」を「新型インフルエンザ等感染症」と位置付ける）

※ 「四日市市」にかかる数値等の取り扱い

三重県行政機関設置条例（平成17年12月27日三重県条例第94号）により、桑名保健所の所管区域は、桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡及び三重郡と規定されています。

平成20年4月1日より、四日市市が保健所政令市に移行し四日市市保健所が設置され、四日市市民の保健衛生や健康の増進に関する事項等を所管しています。

本冊子では、桑名保健所が取り組んだ事業や内容等を中心に取りまとめたものであることから、「四日市市」に関する記述や数値は障害者総合支援法など、県の義務として、直接に関係するものにとどめてあります。